

令和3年8月19日

保護者の皆様へ

台東区教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育所等の対応について

日頃、区の保育行政、感染対策にご理解・ご協力賜り、誠に有難うございます。

このたび、東京都においては、緊急事態宣言の期限が9月12日まで延長されました。

従来株より感染力の強い変異株の拡大などにより、東京都1日あたりの感染者数も5千人を超え、区内保育所における感染者の数も大幅に増加しています。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、児童等の健康管理の徹底と家庭内における感染予防対策のご対応をお願いいたします。

記

- 体調に異変を感じたら、自宅休養をお願いします

各保育所では、出来る限りの感染防止対策を講じていますが、乳幼児のマスク着用の難しさや接触を基本とする保育の性質上、完全な防止は難しい施設です。

感染症が侵入してしまうと、急速にまん延する危険性があり、その場合、臨時休園となることがあります。

お子様、またそのご家族の安全を守るため、保育を継続的に実施していくため、体調に異変を感じたら、自宅休養をお願いします。

- ※ 登園後にお子様が風邪等の体調不良を訴えた場合は、園から連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。

- ※ お子様、もしくは同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、速やかに登園する保育園に報告をお願いします。

- ※ 園内で発症者や濃厚接触者が確認された場合は、関係機関と相談の上、臨時休園となる場合があります。

- 保育利用の実施停止について(令和3年9月分)

緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年9月についても、保育利用の実施停止の要件を一部緩和します。詳しくは、別紙「保育利用の実施停止について(令和3年9月分)」をご参照ください。

(お問合せ)

- 保育園に関すること

児童保育課 保育運営係 TEL:03-5246-1233

- 保育利用の実施停止に関すること

児童保育課 保育相談係 TEL:03-5246-1234